

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○令和 8 年度 3・4 月自衛官の募集 (自治振興課)	709
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	710
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	711
○港湾施設の供用開始及び供用廃止 (港湾企画課)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見の概要 (山城広域振興局)	712

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (山城広域振興局)	712
○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)	〃

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	713
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

告 示

京都府告示第511号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和 8 年度 3・4 月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和 8 年10月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の 1 日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- (1) 自衛隊各駐屯地及び基地
- (2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第 5 キョートビル 1 F）
(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町 1 F）
(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町 9（春風堂ビル 1 F）

- オ 舞鶴地域事務所 (電話 (0773) 23-0416)
舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル 1 F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※ 1

筆記試験・適性検査 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※ 2	筆記試験・ 適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和 8 年11月25日 (水) まで(必着)	令和 8 年12月 1 日 (火) ・ 令和 8 年12月 2 日 (水) のいずれか 1 日	任意の場所	令和 8 年12月 5 日 (土)	陸上自衛隊桂駐屯地 (京 都市西京区)

※ 1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※ 2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の24時まで (必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第512号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 3 において
準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の
指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から
通知があった。

令和 8 年10月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相楽郡和束町 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
相楽郡和束町 (次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を

定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当
該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹
種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図
面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づ
くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい
て縦覧に供する。なお、和束町役場においてその図面及
び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年10月16日から令和8年10月30日まで縦覧に供する。

令和8年10月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 宇治淀線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市広野町一里山71の23から	前	最小 8.2 ^m	14.8 ^m
		最大 8.2	
宇治市広野町一里山71の21まで	後	最小 8.2	
		最大 8.7	

- 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第514号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和8年11月15日から供用を開始するもの及び廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和8年10月16日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 供用を開始する施設

種類	位置	名称	数量及び能力
軌道走行式荷役機械	舞鶴市字松陰	第2ふ頭軌道走行式起重機	数量 1基 能力 最大つり上荷重 32トン

2 供用を廃止する施設

種類	位置	名称	数量及び能力
軌道走行式荷役機械	舞鶴市字松陰	第2ふ頭軌道走行式起重機	数量 1基 能力 最大つり上荷重 45トン

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年10月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 株式会社ジュンテンドー

益田市遠田町2179番地1

代表取締役 飯塚 正

イ 株式会社さとう

福知山市東野町1番地

代表取締役 佐藤 祥一

ウ 株式会社キリン堂

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

代表取締役 寺西 豊彦

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー西舞鶴モール

舞鶴市字女布小字馬場2番1ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一	令和7.5.13 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

- 2 届出年月日
令和 8 年 9 月28日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和 8 年10月16日から令和 9 年 2 月16日まで
- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により住民等から述べられた意見の概要は、次のとおりである。

令和 8 年10月16日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）平和堂大久保店
城陽市平川室木38番 2 ほか
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出
令和 8 年 5 月 1 日
- 4 意見の概要
予定店舗東側の府道城陽宇治線から、右折により店舗駐車場へ入出庫させる計画は、交通渋滞の悪化や、渋滞を回避する車両の住宅街への流入による地域住民の生活環境の悪化が懸念されるほか、重大な交通事故を招く危険性が高い。このため、右折入出庫の禁止を含めた十分な安全対策を講じること。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 8 年10月16日から令和 8 年11月16日まで



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方が知れないため、同法第189条の規定により、その通知の内容を和東町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 8 年10月16日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所
相楽郡和束町大字湯船小字砂子谷148から153まで
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和 8 年京都府告示第512号による。



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年10月16日
京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第51号	令 8. 10. 5	京都府南 丹土木事 務所	亀岡市余部 町檀又15の 1	m 26. 8	最小 6. 0 最大 6. 0

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第120号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年10月16日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

40, 858人



京都府選挙管理委員会告示第121号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年10月16日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

355, 362人



京都府選挙管理委員会告示第122号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和 8 年10月16日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29, 559人
上 京	区	20, 572人
左 京	区	40, 267人
中 京	区	29, 489人
東 山	区	9, 003人
山 科	区	35, 590人
下 京	区	21, 530人
南	区	27, 365人
右 京	区	53, 047人
西 京	区	39, 519人
伏 見	区	72, 800人
福 知 山	市	20, 310人
舞 鶴	市	20, 737人
綾 部	市	8, 570人
宇治市及び久世郡		53, 905人
宮津市及び与謝郡		10, 475人
亀 岡	市	23, 854人
城 陽	市	20, 681人
向 日	市	15, 475人
長岡京市及び乙訓郡		27, 132人
八 幡	市	18, 764人
京田辺市及び綴喜郡		23, 537人
京 丹 後	市	13, 945人
南丹市及び船井郡		11, 742人
木津川市及び相楽郡		33, 103人